

永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第5号

永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例

永平寺町営住宅条例(平成18年永平寺町条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「をいう」を「をいい、次号の準町営住宅を含む」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 準町営住宅 永平寺町特定公共賃貸住宅条例(平成18年永平寺町条例第129号)第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅の用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、町営住宅に準じて低額所得者に使用させるためのものをいう。

別表に次のように加える。

準町営住宅越坂団地	永平寺町松岡越坂一丁目1番地74
準町営住宅諏訪間団地	永平寺町諏訪間第24号1番地

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。